

議案第 1 1 号

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市印鑑条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 2 0 日 提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第        号

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例

宇治市印鑑条例（昭和 5 4 年宇治市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 3 条後段中「、1 5 歳未満の者又は成年被後見人」を「、前条第 2 項各号に掲げる者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。